

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部改正	1
◎高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定	2
○令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ）	2
○海区漁業計画の定め	2
高知県議会規則	
◎高知県議会会議規則の一部を改正する規則	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則	3
高知海区漁業調整委員会指示	
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示	3
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行	4
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行	5

規 則

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月30日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第19号
高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則（平成19年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「小児科」を「小児科、外科」に改める。

第5条の2中「産婦人科」を「産婦人科、内科（血液内科に係るものに限る。）及び放射線科（放射線治療に係るものに限る。）」に改める。

第9条の見出し中「時期」を「時期等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第8条第1項に規定する借受者（以下「借受者」という。）は、知事が別に定めるところにより、貸付金を振り込む口座を指定しなければならない。指定した口座を変更しようとするときも、同様とする。

第15条中「規定に基づき」を「規定により」に改める。

別記第8号様式を次のように改める

第8号様式 削除

別記第9号様式、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第14号様式、別記第16号様式、別記第18号様式、別記第20号様式、別記第22号様式から別記第24号様式まで及び別記第26号様式から別記第30号様式までの規定中「@」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則別記第9号様式、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第14号様式、別記第16号様式、別記第18号様式、別記第20号様式、別記第22号様式から別記第24号様式まで及び別記第26号様式から別記第30号様式は、この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第222号の2

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和3年3月24日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

2の(1)の表中「えびこぎ網」を「手繰第二種漁業（えびこぎ網）」に、「貝けた網」を「手繰第三種漁業（貝けた網）」に改める。

5の(1)の表中「推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては動力漁船の性能の基準（昭和57年7月農林水産省告示第1911号）別表

の下欄「推進機関の馬力数」に掲げる馬力数（以下「農林水産省告示馬力数」という。）の範囲内において」及び「推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において」を削る。

10の(1)の表中

「	0	」
「	0	」

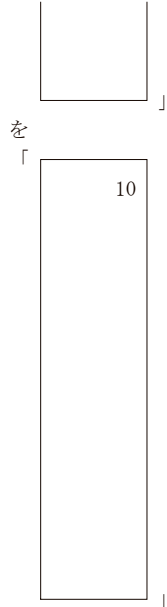
を

「	3	」
「	1	」

に改める。

13の(1)の表中

「	4	」
---	---	---



を「」に改める。

高知県告示第232号

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月30日

高知県知事 濱田 省司

1 施設の名称

高知県立ふくし交流プラザ

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市朝倉戊375番地1
社会福祉法人高知県社会福祉協議会

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

高知県告示第233号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいか、くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。）及びくろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和3年3月30日

高知県知事 濱田 省司

1 するめいか

現行水準

2 くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。）

65.6トン。ただし、

- (1) 令和3年4月にあつては、8.4トン
- (2) 令和3年5月にあつては、6.2トン
- (3) 令和3年6月にあつては、1.2トン
- (4) 令和3年7月にあつては、2.1トン
- (5) 令和3年8月にあつては、2.1トン
- (6) 令和3年9月にあつては、2.8トン
- (7) 令和3年10月にあつては、8.2トン
- (8) 令和3年11月にあつては、8.8トン
- (9) 令和3年12月にあつては、9.1トン
- (10) 令和4年1月にあつては、6.2トン
- (11) 令和4年2月にあつては、3.2トン
- (12) 令和4年3月にあつては、3.9トン

3 くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。）

15.4トン。ただし、

- (1) 令和3年4月にあつては、0.6トン
- (2) 令和3年5月にあつては、2.7トン
- (3) 令和3年6月にあつては、3.0トン
- (4) 令和3年7月にあつては、0.3トン
- (5) 令和3年8月にあつては、0.3トン
- (6) 令和3年9月にあつては、0.5トン
- (7) 令和3年10月にあつては、0.3トン
- (8) 令和3年11月にあつては、0.5トン
- (9) 令和3年12月にあつては、1.6トン
- (10) 令和4年1月にあつては、1.3トン
- (11) 令和4年2月にあつては、0.8トン
- (12) 令和4年3月にあつては、0.5トン

高知県告示第234号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定により海区漁場計画を定めたので、同法第64条第6項の規定により当該海区漁場計画の内容、海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。

令和3年3月30日

高知県知事 濱田 省司

第1 海区漁場計画の内容

第1—1 漁業権に関する事項

◎区画漁業権（3件）

〔第一種区画漁業（貝類養殖）〕

1 公示番号 区第2,031号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦高望地先
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦高望丸渚区画基点

ア 甲から磁針方位13度8分の線上甲から62メートルの点

イ 甲から磁針方位43度44分の線上甲から198メートルの点

ウ 甲から磁針方位105度58分の線上甲から266メートルの点

エ 甲から磁針方位140度9分の線上甲から206メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで
類垂下式養殖業

(3) 漁業権の存続期間

漁業の免許の日から令和5年8月31日まで

(4) 区画漁業権に係る個別漁業権又は団体漁業権の別団体漁業権

(5) 団体漁業権に係る関係地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(6) 条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

2 公示番号 区第2,032号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦椎の浦地先(2)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場

基点第230号

ア 甲から磁針方位152度9分の線上甲から672メートルの点

イ 甲から磁針方位162度30分の線上甲から709メートルの点

ウ 甲から磁針方位167度12分の線上甲から591メートルの点

エ 甲から磁針方位154度52分の線上甲から545メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで
類垂下式養殖業

(3) 漁業権の存続期間
漁業の免許の日から令和5年8月31日まで

(4) 区画漁業権に係る個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

(5) 団体漁業権に係る関係地区
幡多郡大月町のうち橘浦

(6) 条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

3 公示番号 区第2,033号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦弦場の鼻地先

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻島漁場
基点第230号

ア 甲から磁針方位145度58分の線上甲から
403メートルの点

イ 甲から磁針方位162度5分の線上甲から
431メートルの点

ウ 甲から磁針方位178度46分の線上甲から
255メートルの点

エ 甲から磁針方位151度11分の線上甲から
204メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲ま
れた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで

類垂下式養殖業

(3) 漁業権の存続期間
漁業の免許の日から令和5年8月31日まで

(4) 区画漁業権に係る個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

(5) 団体漁業権に係る関係地区
幡多郡大月町のうち橘浦

(6) 条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第1—2 保全沿岸漁場に関する事項
なし

第2 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結
果
高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供す
る。

第3 漁場の図面
高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供す

る。

第4 漁業の免許予定日
令和3年7月6日

第5 漁業の免許申請期間
令和3年5月14日から同月28日まで

議 会 規 則

高知県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月30日

高知県議会議長 森田 英二

高知県議会規則第1号
高知県議会会議規則の一部を改正する規則

高知県議会会議規則(昭和54年4月1日制定)の一部を次のよ
うに改正する。

第2条中「その他の事故」を「、育児、介護その他のやむを得
ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないと
きは、当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあって
は、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したと
きは、当該出産の日)後8週間(多胎妊娠による出産の場合に
あっては、10週間)を経過する日までの範囲内で、出席できな
い期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。
令和3年3月30日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第5号
高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則

高知県警察定員配分規則(昭和37年高知県公安委員会規則第7
号)の一部を次のように改正する。

別表中「92人」を「91人」に、「63人」を「64人」に、「165
人」を「155人」に、「279人」を「289人」に、「118人」を
「127人」に、「342人」を「333人」に、「109人」を「120人」
に、「367人」を「356人」に、「531人」を「540人」に、
「1,080人」を「1,071人」に、「221人」を「220人」に、「93
人」を「94人」に、「752人」を「760人」に、「1,173人」を
「1,165人」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第91号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法(昭和24年法
律第267号)第120条第1項の規定に基づき、令和3年3月22日
に、次のとおり指示した。
令和3年3月24日(揭示済)

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

(採捕の制限)

1 浦ノ内湾において、2に定める制限区域内では、あさりを採
捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、
この限りでない。

(1) 国の機関又は地方公共団体(大学等の試験研究機関を含
む。以下同じ。)が、あさりに係る調査又は試験研究を目的
として採捕する場合(当該国の機関又は地方公共団体から委
託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。)

(2) 高知海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)か
ら採捕の承認を受けて採捕する場合
(制限区域)

2 あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。

(1) A区域(天竺洲の区域)

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び
点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒

点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒

点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒

点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒

点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒

(2) B区域(宇佐大橋の南西側の区域)

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び
点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒

点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒

点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒

点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒

点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

(殻長の制限)

3 1の(2)の採捕の承認を受けた者にあつては、殻長3センチ
メートル未満のあさりを採捕してはならない。
(標識の携帯)

4 1の(2)の採捕の承認を受けた者にあつては、あさりを採捕
しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯

しなければならない。
(報告書の提出)

5 1の(2)の採捕の承認を受けた者にあつては、四半期ごとに、委員会が別に定める様式によりあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

(採捕の承認の取消し)

6 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)の規定に違反してあさりを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、1の(2)の採捕の承認を取り消すことができる。

(事務の取扱い)

7 この指示に定めるもののほか、1の(2)の採捕の承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定めるところによるものとする。

(指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

そ の 他

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅(高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第3号)第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。)及び共同施設(同条例第2条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。)(以下「県営住宅等」という。)の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月30日

高知県住宅供給公社理事長 田所 実

1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

高知県住宅供給公社

2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町

介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町

佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町

